

※生産性要件を満たした事業主は< >の額を支給。下線部は拡充部分。

育児休業等支援コース 34.5 (24.4) 億円

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った**中小企業事業主**に支給する。

- ①**育児取得時** ②**職場復帰時**：「育児復帰支援プラン」を策定し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合
<職場支援加算>：育児取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務見直しなどの職場支援の取組をした場合
- ③**代替要員確保時**：育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合
<有期雇用労働者加算>育児休業取得者が有期雇用労働者の場合

- ④**職場復帰後支援**：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上(A:10時間、B:3万円)利用させた場合

①育児取得時	28.5万円<36万円>	
②職場復帰時	28.5万円<36万円>	職場支援加算19万円<24万円>
③代替要員確保時 (1人当たり)	47.5万円<60万円>	有期雇用労働者加算9.5万円<12万円>
④職場復帰後支援	28.5万円<36万円>	A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助

※①②は1企業2回まで(無期雇用労働者、有期雇用労働者)支給。③は1企業当たり1年度10人まで5年間支給。
④A・Bは最初の支給申請日から3年以内に5人まで。さらに1企業当たりAは200時間<240時間> Bは20万円<24万円>が上限。

介護離職防止支援コース 3.8 (3.5) 億円

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ**中小企業事業主**、または介護のための柔軟な就労形態の制度について、利用者が生じた**中小企業事業主**に支給する。

- ①**介護休業**：対象労働者が介護休業を合計**5日以上**取得し、復帰した場合
- ②**介護両立支援制度**：介護のための柔軟な就労形態の制度(*)について合計**20日以上**利用した場合
(*)所定外労働の制限、時差出勤、深夜業制限、短時間勤務、介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイム制、介護サービス費用補助

①介護休業	②介護両立支援制度
取得時：28.5万円<36万円> 復帰時：28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>

※①②とも1企業1年度5人まで支給。いずれも2020年までの時限措置の予定。

事業所内保育施設コース 10.6 (12.6) 億円

労働者のための保育施設の設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を10年間助成する。
※「企業主導型保育事業」(内閣府)の実施期間中は、新規受付を停止しているため、平成27年度末までに計画認定を受けた事業主が支給対象。

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) 65.4 (35.9) 億円

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業等を取得した男性労働者が生じた**事業主**に助成する。

個別支援加算：個別面談など育児休業の取得を後押しする取組を実施した場合

	中小企業	中小企業以外
①1人目の育児取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
個別支援加算	10万円< 12万円 >	5万円< 6万円 >
②2人目以降の育児取得	5日以上 14.25万円<18万円> 14日以上 23.75万円<30万円> 1ヶ月以上 33.25万円<42万円>	14日以上 14.25万円<18万円> 1ヶ月以上 23.75万円<30万円> 2ヶ月以上 33.25万円<42万円>
個別支援加算	5万円< 6万円 >	2.5万円< 3万円 >
③育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

※①は当該事業主の下で初めて生じた育児休業取得者。②は1企業当たり1年度10人まで支給。(支給初年度のみ9人まで。支給初年度において①に該当する労働者がいない場合は、②のみの支給)。過去に男性の育児休業取得実績がある企業も対象。③は1企業1回まで。
※①~③は、いずれも2020年までの時限措置の予定。

再雇用者評価処遇コース(カムバック支援助成金) 4.0 (152.6) 億円

妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤(転居を伴う転職も含む)を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、従来の勤務経験が適切に評価・処遇される再雇用制度を周知し、希望する者を採用した**事業主**に支給する。

	中小企業	中小企業以外
①再雇用者1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
②再雇用者2~5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※上記の額を、継続雇用6ヶ月後・継続雇用1年後の2回に分けて、半額ずつ支給。
※退職後1年以上経過している者を再雇用し、無期雇用労働者として継続雇用した場合に支給。

女性活躍加速化コース 2.0 (2.3) 億円

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及びその達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した**中小企業事業主**に支給する。

	中小企業事業主(※)	<助成対象となる目標>
数値目標達成時	47.5万円<60万円>	・女性の積極採用 ・女性の配置・教育訓練等 ・女性の積極登用等 ・多様なキャリアコース

※中小企業事業主：常時雇用する労働者が300人以下の事業主

キャリアアップ助成金について 令和2年度予算案：1,231億円（元年度予算額1,075億円）

○ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」といいたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的	コース名・内容	助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）は大企業の額
正社員化支援	正社員化コース 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用	①有期→正規：1人当たり57万円<72万円>（42.75万円<54万円>） ②有期→無期：1人当たり28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>） ③無期→正規：1人当たり28.5万円<36万円>（21.375万円<27万円>） ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり28.5万円<36万円>（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35歳未満の者の場合、 ①：1人当たり9.5万円<12万円>（大企業も同額）、②③：1人当たり4.75万円<6万円>（大企業も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、①③：1事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>）加算
	賃金規定等改定コース（一部新規） 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額	①全ての賃金規定等改定： 対象労働者数が1人～3人：1事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>） 4人～6人：1事業所当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>） 7人～10人：1事業所当たり28.5万円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：1人当たり2.85万円<3.6万円>（1.9万円<2.4万円>） ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定： 対象労働者数が1人～3人：1事業所当たり4.75万円<6万円>（3.325万円<4.2万円>） 4人～6人：1事業所当たり9.5万円<12万円>（7.125万円<9万円>） 7人～10人：1事業所当たり14.25万円<18万円>（9.5万円<12万円>） 11人～100人：1人当たり1.425万円<1.8万円>（0.95万円<1.2万円>） ※ 中小企業において3%以上増額した場合、全ての賃金規定等改定：1人当たり1.425万円<1.8万円>加算 雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：1人当たり0.76万円<0.96万円>加算 ※ 中小企業において5%以上増額した場合 全ての賃金規定等改定：1人当たり0.95万円<1.2万円>さらに加算 雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定：1人当たり0.475万円<0.6万円>さらに加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>）加算
処遇改善支援	健康診断制度コース 有期契約労働者等を対象に「法定外健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施	1事業所当たり38万円<48万円>（28.5万円<36万円>）
	賃金規定等共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり57万円<72万円>（42.75万円<54万円>） ※ 対象労働者1人当たり、2万円<2.4万円>（1.5万円<1.8万円>）加算
	諸手当制度共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用	1事業所当たり38万円<48万円>（28.5万円<36万円>） ※ 対象労働者1人当たり、1.5万円<1.8万円>（1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 同時に2つ以上の諸手当を導入した場合に、2つ目以降の手当1つにつき、16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース（一部新規） 選択的適用拡大の導入に伴い、短時間労働者の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組の実施	1事業所当たり19万円<24万円>（14.25万円<18万円>） ※ 社会保険加入時に賃金増額を行った場合、労働者1人につき増額幅に応じ以下の額を加算 2%以上：1.9万円<2.4万円>（1.4万円<1.8万円>）、3%以上：2.9万円<3.6万円>（2.2万円<2.7万円>）、5%以上：4.7万円<6万円>（3.6万円<4.5万円>）、7%以上：6.6万円<8.3万円>（5万円<6.3万円>）、10%以上：9.4万円<11.9万円>（7.1万円<8.9万円>）、14%以上：13.2万円<16.6万円>（9.9万円<12.5万円>） ※ 短時間労働者の生産性の向上を図るための取組（研修制度や評価の仕組みの導入）を行った場合に、10万円（7.5万円）加算
	短時間労働者労働時間延長コース 有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用	1人当たり22.5万円<28.4万円>（16.9万円<21.3万円>） ※ 労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成（上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せることも可） 1時間以上2時間未満：4.5万円<5.7万円>（3.4万円<4.3万円>） 2時間以上3時間未満：9万円<11.4万円>（6.8万円<8.6万円>） 3時間以上4時間未満：13.5万円<17万円>（10.1万円<12.8万円>） 4時間以上5時間未満：18万円<22.7万円>（13.5万円<17万円>）